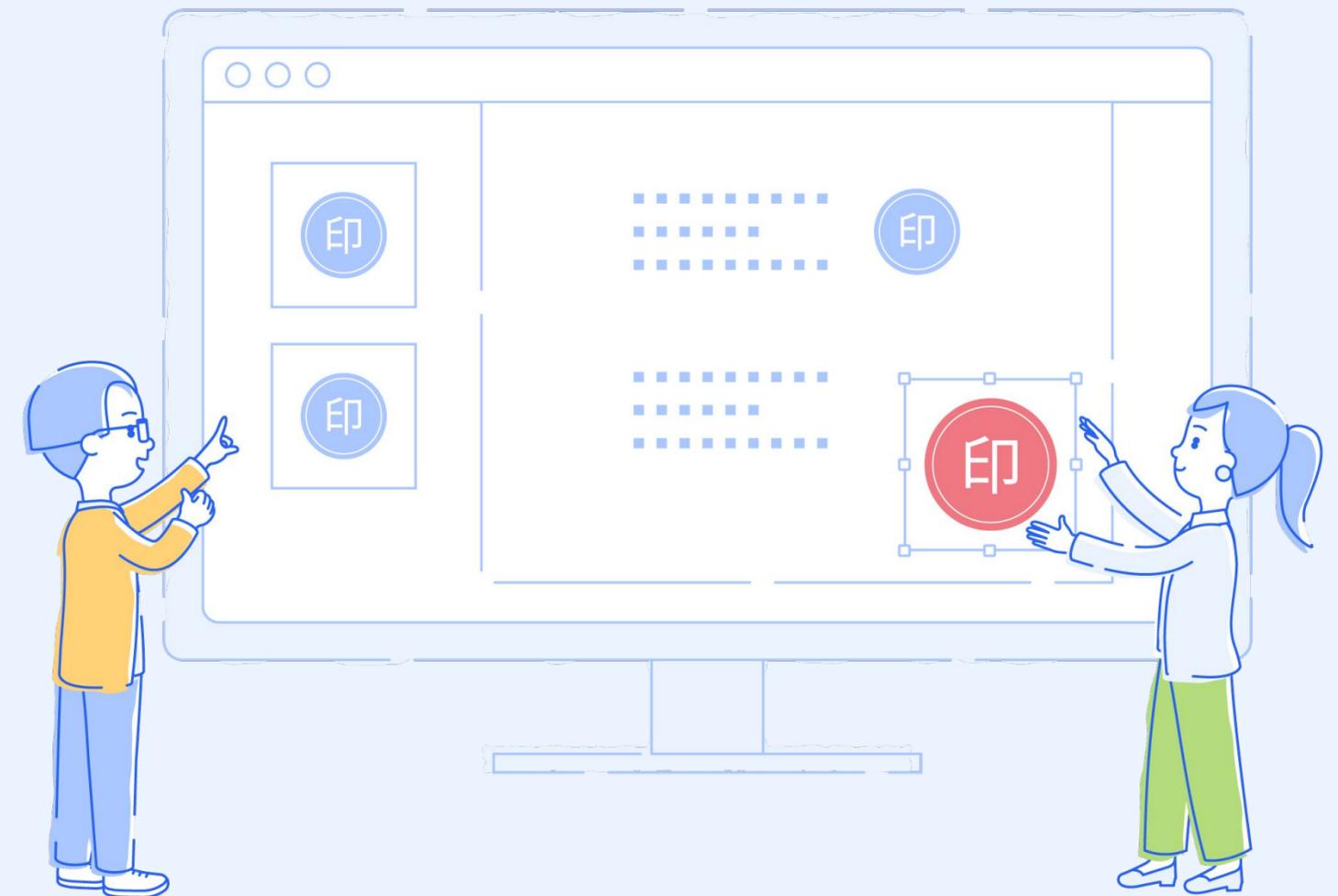


まずは電子契約の**基本**をおさえる！

# 電子契約入門



# 目次

## 1. 電子契約とは

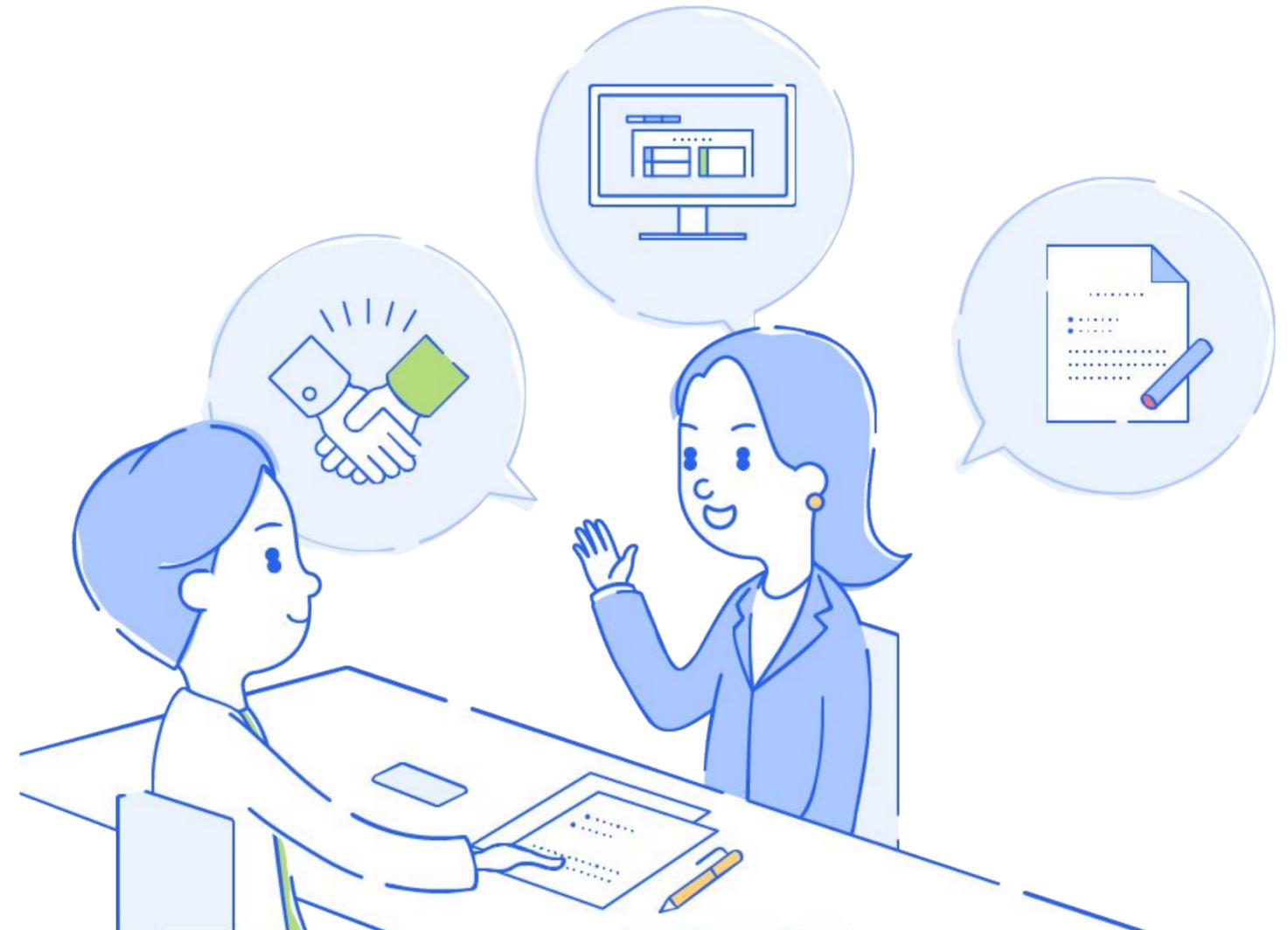
-契約の大前提からタイムスタンプについてまで  
電子契約の基本をご説明します。

## 2. 電子契約のメリット

-電子契約導入のメリットを3つに絞ってご紹介します。

## 3. お問い合わせ

【おまけ】 freeサインとは



# 1. 電子契約とは



# 契約の大前提

民法上の「契約自由の原則」には「方式の自由」を含むため、双方の合意のみにより契約が成立するのが原則であり、「押印等の特別な方式」や「契約書の作成」は、契約の成立に必須ではありません。



合意（契約）

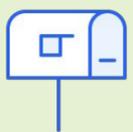


法的効力の発生

※契約書を作成しない口約束でも契約は成立します。  
※WEB上での利用規約の同意、オンラインでの申込の場面なども民法上に基づきます。

# 電子契約とは

今まで書面で締結していた契約業務が、クラウド上で締結できるようになるサービス

書面契約	電子契約
 紙	 PDF
 印鑑	 電子署名/ 電子サイン
 郵送	 メール
 デスク	 PC・スマホ (freeサインの環境の中で)

# 電子署名とは

電子署名とは、電子署名法2条に定める電子署名を指します。この電子署名のタイプに応じて、概ね「立会人型」「当事者型」の2つの署名方式があるとされています。



# 電子サインとは

電子サインは、電子署名法では定義のない電子契約の記録方法ですが、電子署名同様に法的に有効な契約手段です。



電子サイン



電子署名



## 電子サインでも契約は有効？



電子サインであっても契約は有効に成立します。

電子サインの場合には、電子署名法3条に基づく真正推定効（本人の意思に基づく電子署名がある場合に、電子契約の内容が真正に成立したと推定する効果）が認められません。同条の真正推定効は、電子署名であることを条件として認められると規定されているためです。

もっとも、2020年6月19日付けで内閣府・法務省・経済産業省から公表された「押印についてのQ&A」によりますと、電子署名法3条の真正推定効によらないでも、パスワード等の本人認証の工夫やアクセスログの保存など様々な方法に基づいて、契約の成立が真正であることを担保しうると説明しています。

したがって、電子サインであっても電子契約が真正に成立したことを十分に担保できますので、こうした方法を採用していれば、仮に契約の有効性で争いが生じた場合でも実害は生じないものと考えられます。

# 契約の大前提

民法上の「契約自由の原則」には「方式の自由」を含むため、双方の合意のみにより契約が成立するのが原則であり、「押印等の特別な方式」や「契約書の作成」は、契約の成立に必須ではありません。



合意（契約）



法的効力の発生

※契約書を作成しない口約束でも契約は成立します。  
※WEB上での利用規約の同意、オンラインでの申込の場面なども民法上に基づきます。

契約の有効性を担保するためには・・・



「①いつ、②だれが、③なにを」

を押さえることが重要である

# 契約に重要な「いつ・何を・だれが」を確認

タイムスタンプによって「いつ」を、メール認証によって「だれが」を証明し、  
双方が「何を」に紐付くことで契約の有効性を担保

いつ



タイムスタンプによって  
非改ざん存在性を証明

何を



「いつ・誰が」の情報を  
文書に連動して管理

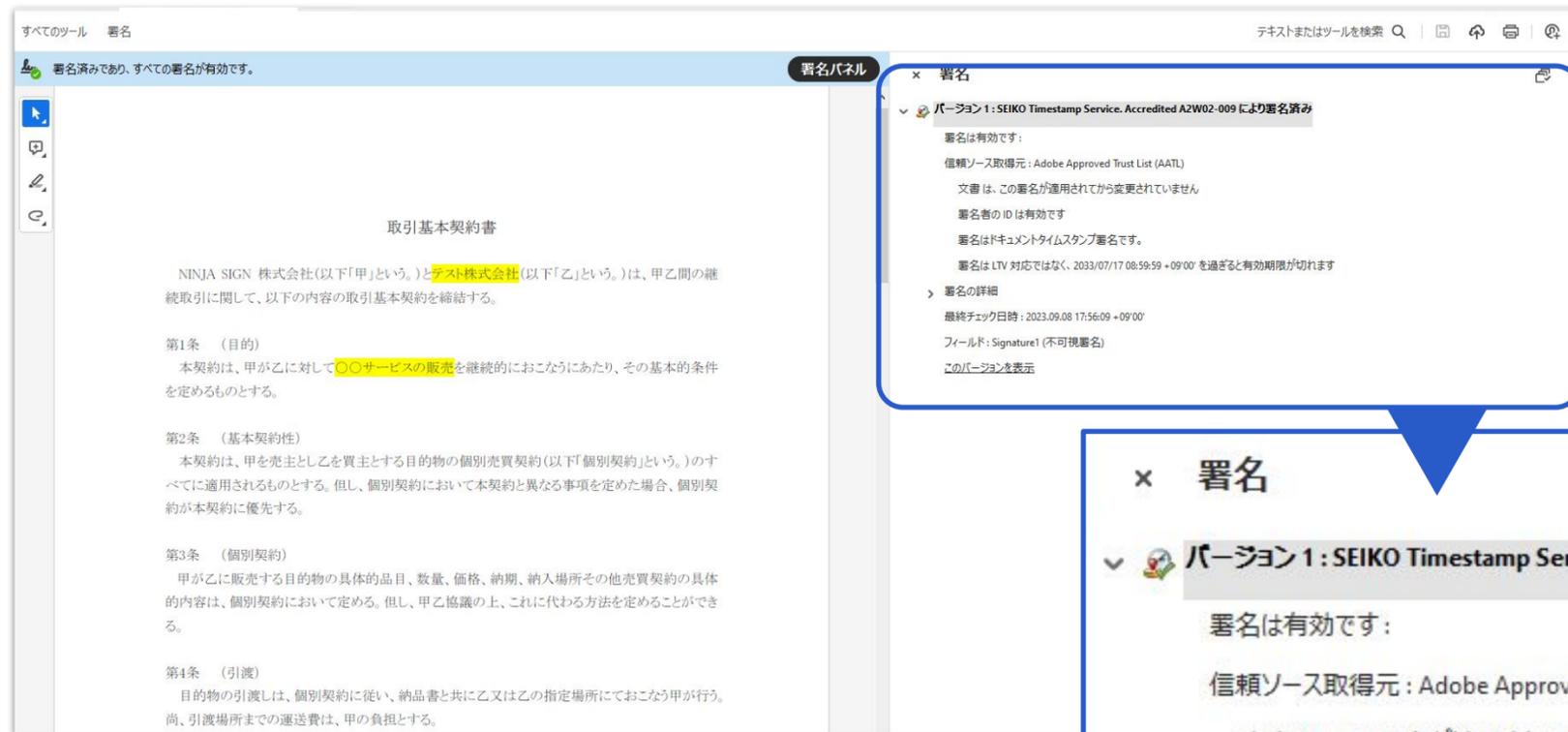
だれが



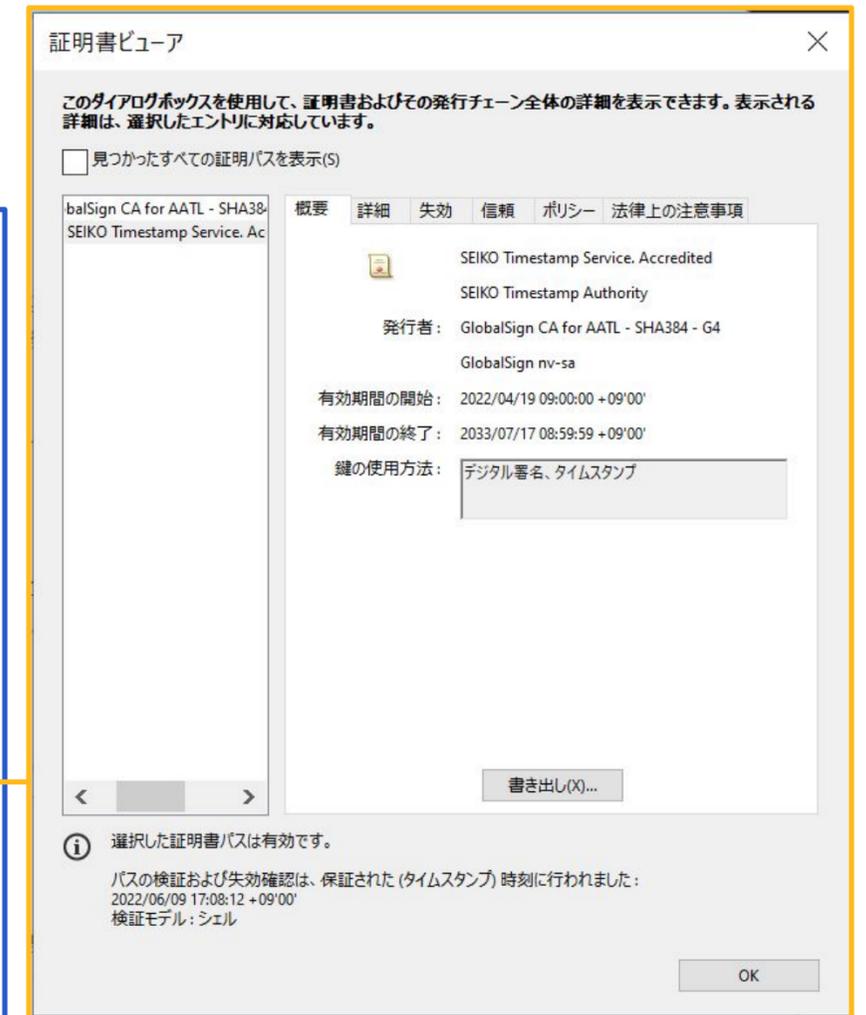
メール認証によって  
相手が誰なのかを特定

# タイムスタンプとは

ある時点の時刻に電子データが存在していたこと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術



PDFデータの上に  
タイムスタンプが付与されます



## Adobe® Acrobat Reader\* の画面

\*Adobe、Adobeロゴ、Acrobat、PhotoshopおよびPostScriptは、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の商標です。

# タイムスタンプとは

検証が必要な署名があります。

取引基本契約書

NINJA SIGN 株式会社(以下「甲」という。)&テスト株式会社(以下「乙」という。))は、甲乙間の継続取引に関して、以下の内容の取引基本契約を締結する。

第1条 (目的)  
本契約は、甲が乙に対して〇〇サービスの販売を継続的におこなうにあたり、その基本的条件を定めるものとする。

第2条 (基本契約性)  
本契約は、甲を売主とし乙を買主とする目的物の個別売買契約(以下「個別契約」という。)のすべてに適用されるものとする。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約が本契約に優先する。

署名パネル

× 署名

バージョン1: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W02-009 により署名済み

署名の完全性は不明です:  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
署名が確認されていません  
署名者の証明書がまだ確認されていません  
署名はドキュメントタイムスタンプ署名です。  
署名は LTV 対応ではなく、2033/07/17 08:59:59 +09'00' を過ぎると有効期限が切れます

署名の詳細  
最終チェック日時: 適用しない  
フィールド: Signature1 (不可視署名)  
[このバージョンを表示](#)

署名欄の文言が変わります

PDFデータに変更を加えると・・・

× 署名

バージョン1: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W02-009 により署名済み

署名は有効です:  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
文書は、この署名が適用されてから変更されていません  
署名者の ID は有効です  
署名はドキュメントタイムスタンプ署名です。  
署名は LTV 対応ではなく、2033/07/17 08:59:59 +09'00' を過ぎると有効期限が切れます

署名の詳細  
最終チェック日時: 2023.09.08 17:56:09 +09'00'  
フィールド: Signature1 (不可視署名)  
[このバージョンを表示](#)



× 署名

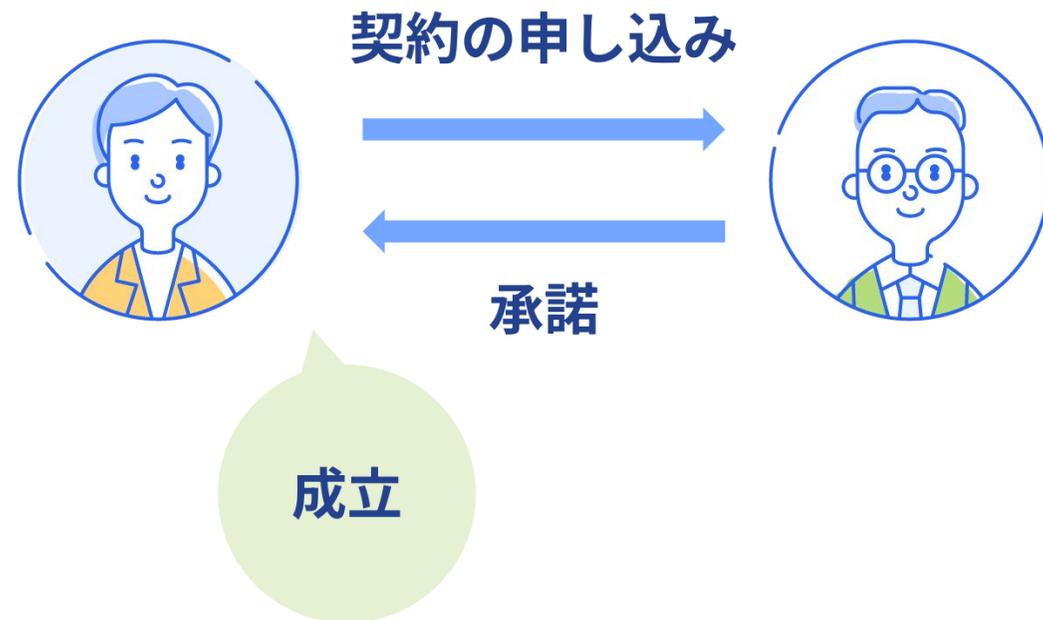
バージョン1: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W02-009 により署名済み

署名の完全性は不明です:  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
署名が確認されていません  
署名者の証明書がまだ確認されていません  
署名はドキュメントタイムスタンプ署名です。  
署名は LTV 対応ではなく、2033/07/17 08:59:59 +09'00' を過ぎると有効期限が切れます

署名の詳細  
最終チェック日時: 適用しない  
フィールド: Signature1 (不可視署名)  
[このバージョンを表示](#)

# 電子契約成立のタイミング／タイムスタンプの有効期限

電子契約においては原則として到達主義により成立



民法97条1項では  
「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」と規定しています。

## 電子サイン

freeサインにおける「電子サイン」タイプの場合は、  
タイムスタンプの有効期限は、

### 契約締結によるタイムスタンプ付与後10年間

(但し「電子署名」タイプと異なり、タイムスタンプの有効期限の更新ができません)

## 電子署名

「電子署名」タイプの場合には、タイムスタンプの有効期限は、  
契約締結によるタイムスタンプ付与後10年間  
に加え、

### その後も同期間の延長が可能

## 契約の大前提



民法上の「契約方式の自由」では、「双方の合意」により「契約が成立」し、契約には特別な方式や形式を必要としない



契約の有効性を担保するためには「①いつ、②だれが、③なにを」を押さえることが重要



電子契約では、メール認証とタイムスタンプを用いて「①いつ、②だれが、③なにを」を証明している

## 2. 電子契約のメリット



# コスト削減

書面による契約の場合、収入印紙、配送、保管場所の確保、担当者の人件費などがかかる  
電子契約にすることで最小限に抑えられる

意外とかかっている？ 契約のコスト



収入印紙、製本代



ファイル、書棚、収納庫



印刷代  
(紙、インク、プリンター  
のカウンター料金)



作業担当者・管理担当者の  
人件費



配送コスト

# コンプライアンス強化

書面による契約が増えていくと、紛失、経年劣化、災害による破損などのリスクがある  
電子契約でクラウド上で一元管理することにより改ざんや不正流出などを防ぐことも可能

紛失

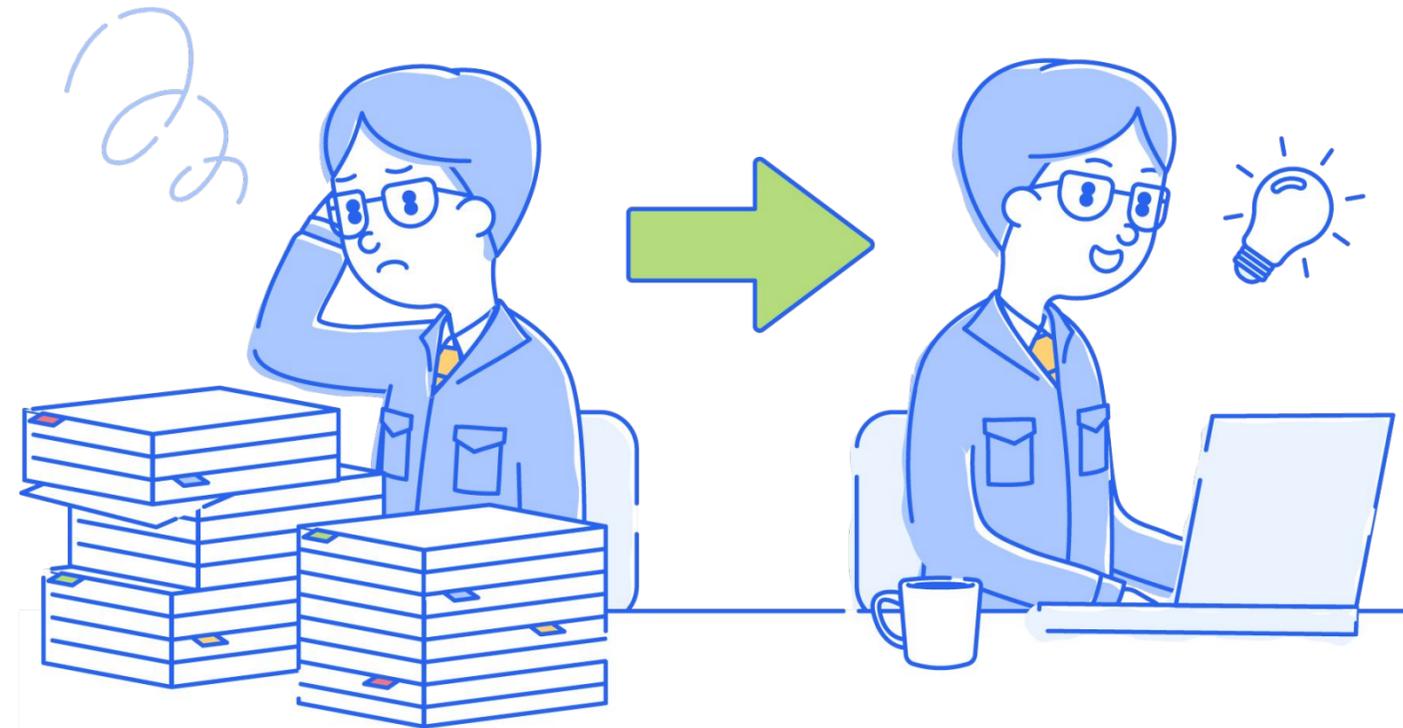
経年劣化

保管場所確保

破損

before

after



クラウド上で一元管理

# 業務効率化

電子契約は、どこにいても契約者とやりとりが可能／PCやスマホ、タブレット端末で操作・確認  
一人で同時進行の業務を抱える方にとっては、非常に便利なツール

電子契約なら、どこにいてもやりとり可能

外出先でも



テレワーク中  
でも



### 3. お問い合わせ



# お困りごとがあればお問合せください

IT化があまり進んでいない  
業界だから不安・・・

今までの紙文書と  
その管理はどうしよう・・・



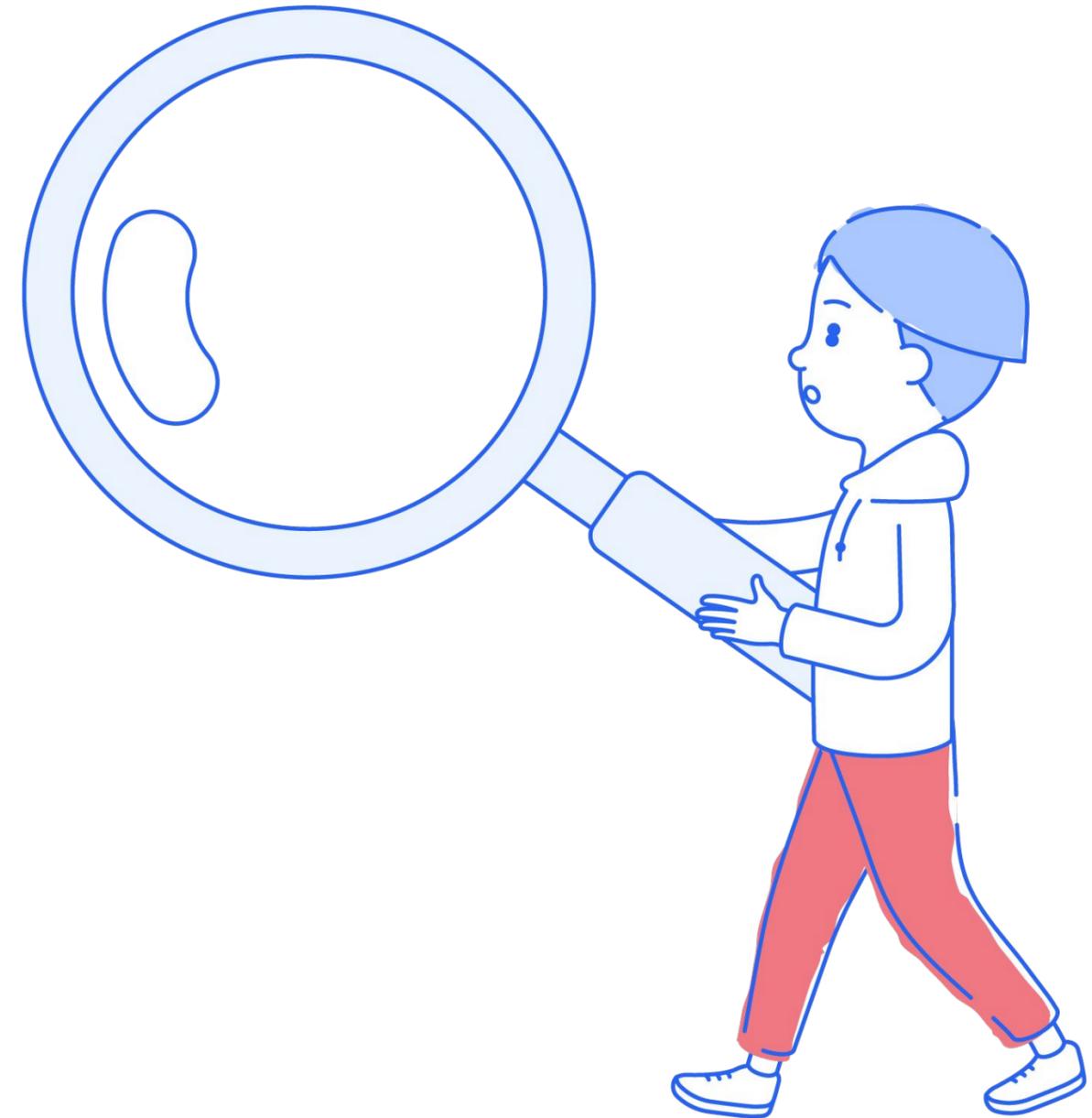
使ってみないと  
導入していいかわからない・・・

# 問い合わせ先

ご不明点はお問合せください



[お問合せリンク](#)



【おまけ】 freeサインとは



# 電子契約サービス freeサインとは

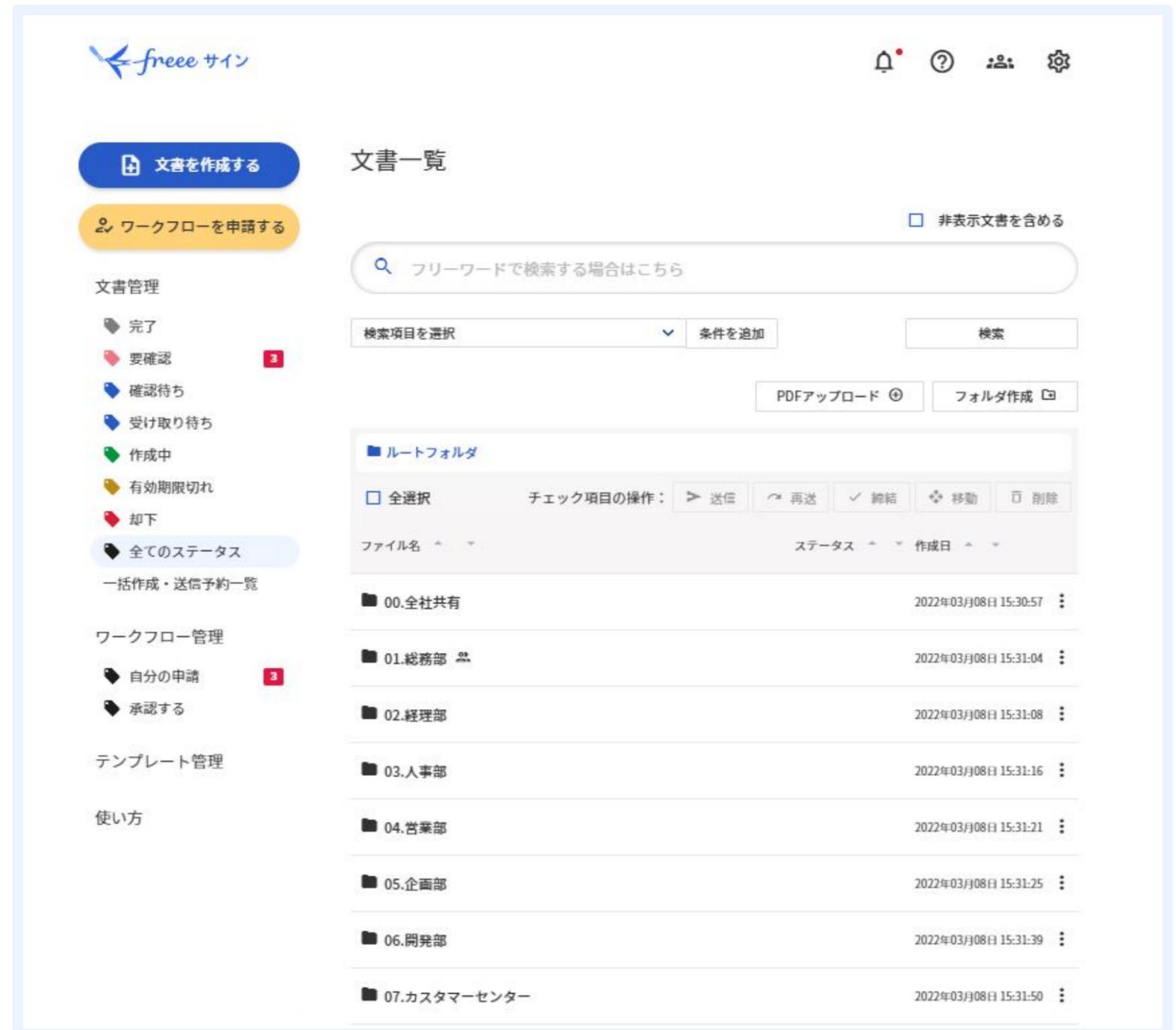
文書の作成、締結、管理まで、契約業務の煩雑なプロセスをオンラインで完結



# 特長① 使いやすさ

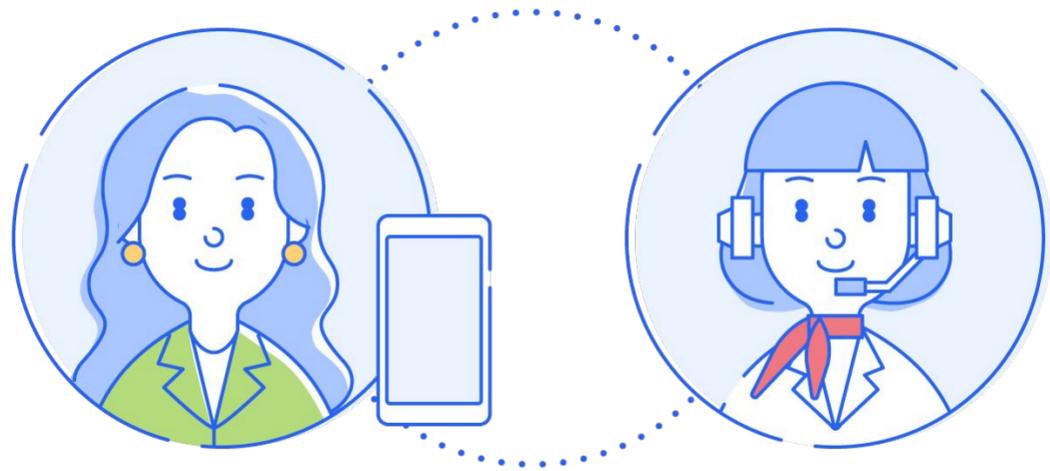
PCが苦手な方でも使いやすい設計

シンプルでわかりやすいUI操作性



## 特長② 充実したサポート

### 電話サポート



応答率：**98.8%**

20秒内応答率：**96.4%**  
※一般的に80%を超えると優良

平均応答時間：**10**秒  
※一般的に20秒以下が優良



**契約相手へのサポートも実施**

メール



チャット



30分以内解決率：**72.0%**

1次解決率：**83.1%**

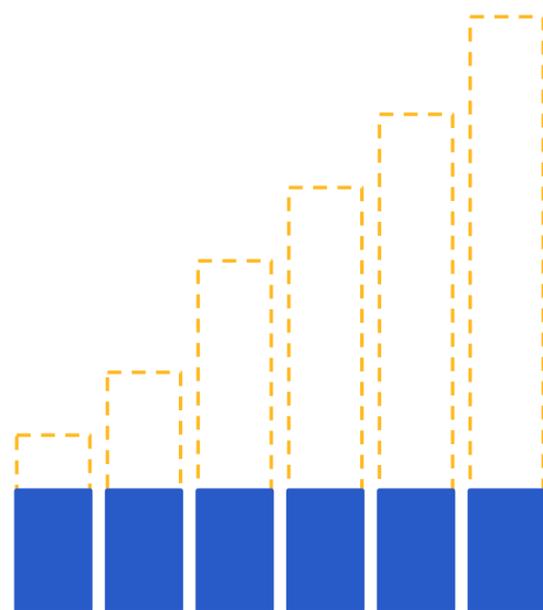
※2021年8月～2022年1月対応実績をもとに算出（フリーサイン株式会社）

※契約相手へのサポートはメールのみの対応です。

# 特長③ 電子サインの送信単価 ¥0 / データ容量無制限

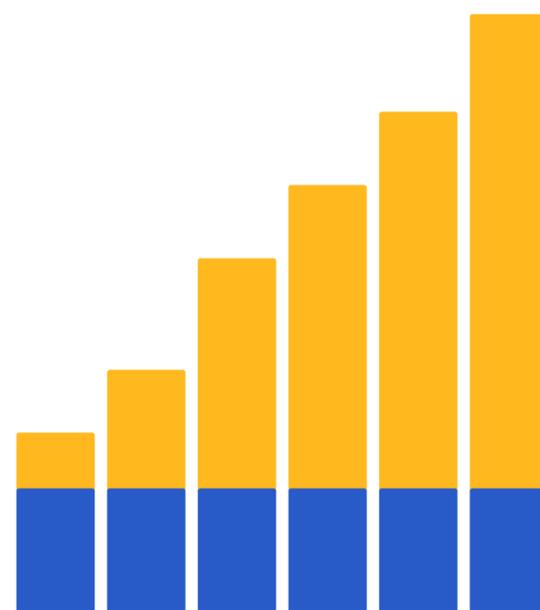
## freeサイン

電子サイン・データ容量が増えても、  
基本料金のみで利用可能



## 他社サービス

電子サイン・データ容量が従量課金の場合、  
契約数に応じて費用が増加



契約書以外にも様々な文書にお使いいただけます

## 文書例



法務・総務部門

取引基本契約書  
秘密保持契約書  
売買契約書  
請負契約書



営業部門

申込書  
発注書  
注文書 / 注文請書  
請求書 / 見積書



人事部門

労働条件通知書  
雇用契約書  
内定通知書  
身元保証書  
入社誓約書 / 同意書

# 電子サインと電子署名の併用

freeサインには「電子サイン」タイプと「電子署名」タイプを用意  
文書の種別や契約シーンに応じて、柔軟に使い分けることでコストを最適に

## 電子サイン



送信料¥0/通  
法的効力：有

\*基本料金のみでご利用可能

### 文書例

- ・日常的に発生する文書（申込書、請求書等）
- ・定型的な契約書（秘密保持契約書等）
- ・雇用契約書

## 電子署名



送信料¥200/通 (税抜)  
法的効力：有

### 文書例

- ・法令上電子署名が必要（登記書類等）
- ・契約の締結日時・主体・内容を  
10年以上の長期間証明できる形で保持したい

参照HP/電子サインと電子署名の違い：<https://support.freee.co.jp/hc/ja/articles/7362001833497>



※本資料は2023年10月に作成されたものです。現在のfreeサインのプラン・料金と異なる場合がございますのでご了承ください。freeサインのプラン・料金については[こちら](#)をご確認ください。

参考元：ゼロから分かる電子契約ガイド（freeサイン株式会社、2022年）